

公平公正な選挙制度の確立を目指して

2025年12月町田市議会 矢口まゆ

税金で作成する選挙ポスターには さまざまな疑惑が

内訳が分からず、候補者間請求額の差が大きい事から、各地で不正を疑い監査請求が何件も発生

公費負担の限度額が
公表されているので
あるから、その予算
内でと要求されれば、
限度額近くになるの
ではないか。
(作成業者証言)

税金として負担す
る金額と考えた場
合、最初から公費
負担の金額を下げ
た方が良いのでは
ないか。
(作成業者証言)

事前にリーフレット、ハ
ガキ、名刺などを含めて
公費で清算できると印刷
業者から話を持ち掛けら
れ...。
(立候補者証言)

平成20年旭川市監査資料より

町田市議会 2020年6月議会 矢口まゆ一般質問

5

「選挙って儲かるんですよ」の裏側 ポスター代を水増し請求
“選挙ハック”の実態【報道特集】|TBS NEWS DIG https://youtu.be/JXXtc-Kjkz4?si=ow-jyJkw8_bN0lOF

選挙ポスターを発注したら他のもののがお得に？？ これは違法ではないのか？

- 公費のポスターを発注すれば、掲示板へのポスターの貼り付けを無料でやりますよという会社
- 公費のポスターを発注すれば、選挙カーの連絡費用を値引きしますと謳っている会社（最大10万円引き！など）
- →公費のチラシを発注すれば…という会社は皆無！あくまでも選挙ポスターを発注するならという条件ばかり。
- →これは、選挙ポスターの上限額が高いため、そちらで利益を十分に得て、その利益分を選挙力ーやポスター貼り付け代行のサービス代金として受け取っていると考えられないか？

町田市でも透明性が担保され 少しでも不正が起きにくい仕組みづくりをすべき！

- 立候補者説明会や、公費請求に関する書類の中で、政治活動に利用した写真の撮影費は請求できないことや、選挙ポスターの発注金額に他のサービスの金額を含めることはできないことなど注意喚起を行うべきでは。→意図せずに違法行為を行なってしまうケースも考えられるため、立候補者に説明をすることは非常に重要。
- 2月の選挙において、内訳の提出協力を依頼し、公費負担の内容について検証すべきでは。

→真鶴町では、チラシの費用が足らずポスター費用は余っている状況であると考え、チラシの上限額を上げてポスターの上限額を下げる条例を可決した。町田市でも、このような条例改正することで、より立法の目的に合致した仕組みにできるのでは。

選挙運動用ポスター 作成費用明細書（選挙運動の公費負担用）

候補者名

項目	内 容	数 量	単 価	金 額	備 考
写真撮影費	写真撮影一式			54000	
企画費	企画一式			92400	
材料費					
印刷・加工費	印刷一式	480枚		144850	
管理費					
小計				291250	
消費税				29125	
合計				320375	

ポスター作成業者 住所(所在地)
氏名(名称)
(代表者氏名)

※ この用紙は「選挙運動用ポスターの作成の契約届出書」に添付してください。
※ この用紙は明細書の一例であり、この様式に限るものではありません。

（作成者→候補者→選管

選挙運動用ポスター 作成費用明細書（選挙運動の公費負担用）

候補者名

項目	内 容	数量	単価	金 額	備 考
写真撮影費					
企画費	デザイン 版下作成	一式		50,000	
材料費	エポタック 110kg	440		50,000	
印刷・ 加工費	印刷代 裏面シリッター加工	440	114	108,000	
管理費	工程管理・納品	一式		12,000	
小計				220,000	
消費税				22,000	
合計				242,000	

ポスター作成業者 住所(所在地)
氏名(名称)
(代表者氏名)

※ この用紙は「選挙運動用ポスターの作成の契約届出書」に添付してください。
※ この用紙は明細書の一例であり、この様式に限るものではありません。

(作成者→候補者→選管)

選挙運動用ポスター 作成費用明細書

選舉事務所 御中

見積日 2023/4/1

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

件名	選挙ポスター制作
納期	2023/5/31
支払条件	月末締翌月末払
有効期限	御見積後2週間

合計 531,685 円(税込)

備考

令和5年の岐阜市議会議員選挙の 選挙ポスター費用の明細書

ポスター作成仕様書

候補者の氏名 [REDACTED] 様

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名

代表取締役

1. ポスターの仕様

作成契約枚数	規格・サイズ	配色	その他の仕様
101 枚(a)	297mm × 420mm	フルカラー	裏面シート加工

2. 内訳

項目	数量	単価	金額
版代	1式	40,400円	40,400円
デザイン構成	1式	20,200円	20,200円
印刷代	101枚	254円	256,540円
			円
			円
			円
			円
			円
消費税			31,740円
合計			348,854円(b)

3. ポスターの作成単価

作成金額	÷	作成契約枚数	=	作成単価
348,854円(b)	÷	101枚(a)	=	3454円 銭(c)

※作成金額には、上記2(b)の合計額を、作成契約枚数には、上記1(a)の枚数を用いて作成単価(c)を算出し、円未満の端数がある場合は、銭の単位まで記入ください。

4. ポスター作成公費対象額

単価	×	枚数	=	作成公費対象額
3454円 銭	×	101枚	=	348,854円(A)

※単価には、上記3(c)の額が下記により算出した額（以下「基準度額単価」という。）以下の場合はその額を、基準度額単価を超える場合は、基準度額単価を用いて作成公費対象額を算出してください。

301,875 + (510円48銭 × ポスター掲示場数) = (基準度額単価)…1円未満の端数切上げ
ポスター掲示場数

備考

1 このポスター作成仕様書は、契約書締結時にポスター作成業者から候補者に提出し、候補者は届出時にこの写しを選挙管理委員会へ提出してください。

2 公費負担の対象となる経費は、上記4(A)の額（公営ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスター枚数）のみに係る費用であり、その他の印刷物は公費負担の対象とはなりません。

ポスター作成仕様書

候補者の氏名 [REDACTED] 様

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名

令和4年11月14日

1. ポスターの仕様

作成契約枚数	規格・サイズ	配色	その他の仕様
107枚(a)	42×29.7cm	4色	ユボタック110K

2. 内訳

項目	数量	単価	金額
デザイン費用	一式	50,000	50,000円
撮影代	一式	54,000	54,000円
版代	4色	2,000	8,000円
印刷代	107枚	542.06	58,000円
用紙代	107枚	560.75	60,000円
			円
			円
			円
			円
消費税			23,000円
合計			253,000円(b)

3. ポスターの作成単価

作成金額	÷	作成契約枚数	=	作成単価
253,000円(b)	÷	107枚(a)	=	2364円49銭(c)

※作成金額には、上記2(b)の合計額を、作成契約枚数には、上記1(a)の枚数を用いて作成単価(c)を算出し、円未満の端数がある場合は、銭の単位まで記入ください。

4. ポスター作成公費対象額

単価	×	枚数	=	作成公費対象額
2364円49銭	×	101枚	=	238,814円(A)

※単価には、上記3(c)の額が下記により算出した額（以下「基準度額単価」という。）以下の場合はその額を、基準度額単価を超える場合は、基準度額単価を用いて作成公費対象額を算出してください。

301,875 + (510円48銭 × ポスター掲示場数) = (基準度額単価)…1円未満の端数切上げ
ポスター掲示場数

備考

1 このポスター作成仕様書は、契約書締結時にポスター作成業者から候補者に提出し、候補者は届出時にこの写しを選挙管理委員会へ提出してください。

2 公費負担の対象となる経費は、上記4(A)の額（公営ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスター枚数）のみに係る費用であり、その他の印刷物は公費負担の対象とはなりません。

ポスター作成仕様書

候補者の氏名 [REDACTED] 様

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名

令和4年12月2日

1. ポスターの仕様

作成契約枚数	規格・サイズ	配色	その他の仕様
110枚(a)	42×29.7cm	カラ-	裏面99

2. 内訳

項目	数量	単価	金額
A3ポスター	110	2,800	308,000円
企画・打ち出し、撮影一式			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
消費税			30,800円
合計			338,800円(b)

3. ポスターの作成単価

作成金額	÷	作成契約枚数	=	作成単価
338,800円(b)	÷	110枚(a)	=	3,080円 銭(c)

※作成金額には、上記2(b)の合計額を、作成契約枚数には、上記1(a)の枚数を用いて作成単価(c)を算出し、円未満の端数がある場合は、銭の単位まで記入ください。

4. ポスター作成公費対象額

単価	×	枚数	=	作成公費対象額
3,080円0銭	×	101枚	=	311,080円(A)

※単価には、上記3(c)の額が下記により算出した額（以下「基準度額単価」という。）以下の場合はその額を、基準度額単価を超える場合は、基準度額単価を用いて作成公費対象額を算出してください。

301,875 + (510円48銭 × ポスター掲示場数) = (基準度額単価)…1円未満の端数切上げ
ポスター掲示場数

備考

1 このポスター作成仕様書は、契約書締結時にポスター作成業者から候補者に提出し、候補者は届出時にこの写しを選挙管理委員会へ提出してください。

2 公費負担の対象となる経費は、上記4(A)の額（公営ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスター枚数）のみに係る費用であり、その他の印刷物は公費負担の対象とはなりません。

令和4年の福津市議会議員選挙の 選挙ポスター費用の内訳書